

目 次

序 章 | **現代の環境問題と社会的費用論**————— 1
 本書の課題と視角

はじめに——なぜ事後的対策の責任と費用負担を論じるのか 1

1. 環境問題の現代的特徴と環境被害 4

 1.1 環境問題の多様化・広がり 4

 1.2 環境被害とは 5

2. 環境コスト負担をめぐる理論的・政策的課題 7

 2.1 「環境コスト増大の時代」における汚染者負担原則の
 「限界」 7

 2.2 「PPP の適用範囲の拡張」は何を意味するか 9

3. 加害過程の構造と責任論 11

 3.1 先行研究等の概観 11

 3.1.1 公害訴訟と公害・環境私法理論 11

 3.1.2 環境社会学における「広義の加害過程」論と社会的ジレ
 ンマの類型論 13

 3.1.3 地球環境問題における加害 - 被害関係——環境経済学と
 環境政治思想 16

 3.2 環境被害の発生（および拡大・放置）に関与する諸主体 17

 3.3 責任論はなぜ必要か 18

4. 社会的費用論と環境コスト——本書の研究視角 20

 4.1 なぜ社会的費用論か——「法と経済学」との比較 20

 4.2 環境コストの定義と分類 22

4.3 ミクロレベルでの環境コスト	23
4.4 マクロレベルでの環境コスト	24
4.5 「社会的費用」をめぐる諸概念と環境コスト	26
5. 本書の構成と対象事例	30
第1章 環境責任、費用負担原理・ルール・制度――	33
研究の枠組み	
はじめに	33
1. 環境問題に関する責任	33
1.1 責任の概念	33
1.2 環境問題に関する責任の類型	35
2. 費用負担原理	37
2.1 基本的な考え方の整理	37
2.2 「応因原理」と「応責原理」	38
3. 費用負担ルール	40
3.1 日本型 PPP	40
3.2 PPPと受益者負担をめぐる従来の議論の検討	41
3.2.1 受益者負担と「原因者負担」の概念	41
3.2.2 PPPを受益者負担の一形態とする議論	42
3.2.3 「特別の利益」による PPP の根拠づけに関する検討	44
4. 制度と費用負担の実態分析	45
第2章 産業公害事件における費用負担――	51
熊本水俣病を事例として	
はじめに	51

1. 水俣病事件における環境被害	52
2. 渔業補償	54
3. 健康被害に対する補償・救済	55
3.1 認定患者に対する補償金支払	55
3.1.1 見舞金契約から補償協定にもとづく補償へ	55
3.1.2 「患者県債」によるチッソ金融支援の開始	60
3.1.3 チッソ支援「抜本策」の登場	63
3.1.4 認定患者に対する補償金支払の費用負担（1959～2001 年度）	65
3.2 未認定患者の救済	66
3.2.1 認定業務の遅滞と治療研究事業	66
3.2.2 第二次訴訟と医療事業	69
3.2.3 「大量切り捨て政策」の転換を求める被害者運動	70
3.2.4 政治決着	72
3.3 認定患者に対する補償の問題点と環境コスト分類	74
3.3.1 補償金支払をめぐる問題	74
3.3.2 環境コスト分類について	76
4. 公害防止事業	77
4.1 事業費とその財源	77
4.2 公害防止事業から「もやい直し」へ	78
5. 地域再生・振興	80
5.1 チッソに対する設備投資資金の貸付と地域振興事業への 助成	80
5.1.1 設備投資資金の貸付	80
5.1.2 地域振興事業への助成	81
5.2 もやい直しセンターの建設と運営	82

5.3 環境技術研究開発およびその促進に対する助成	84
6. 各種県債の利子について	86
7. 健康被害の補償・救済をめぐる行政の責任と費用負担	87
7.1 事件における行政の責任	87
7.2 認定患者に対する補償——PPP の形骸化から「大胆な企業優遇措置」へ	89
7.3 未認定患者の救済——国の費用負担の増大	91
7.4 国の費用負担に関する評価と「残された責任」	91
8. 関係金融機関の責任と費用負担	92

第3章 || **産業公害から都市・生活型公害へ**————— 97
大気汚染公害と費用負担

はじめに	97
1. 大気汚染の推移と健康被害	98
2. 公健制度の概要と費用負担	102
2.1 公健法の成立	102
2.2 患者の認定	104
2.3 補償給付等	106
2.4 費用負担	107
2.5 補償給付等に関する問題点と課題	110
2.6 補償給付費等と環境コスト分類	113
3. 自治体レベルの救済制度と費用負担	114
3.1 川崎市	115
3.2 東京都	118
4. 費用負担をめぐる問題点	119

4.1 費用負担の実態——日本型 PPP からの乖離	119
4.2 発生源の変化と日本型 PPP からの乖離の拡大	120
4.3 公健制度の不安定化と法改正	123
4.4 法改正後の費用負担	125
4.5 排出削減インセンティブ	126
4.6 取引費用について	128
5. 自動車排ガス汚染の責任と費用負担	129

補論 1 大気汚染公害による「未認定」患者とその被害実態 133

1 調査の概要と回答者の属性	133
2 公害病の仕事への影響	135
3 「受診抑制」による症状悪化の危険性	136
4 「未認定」患者救済の課題——医療費助成制度の創設・拡充の必要性	137
5 熊本水俣病事件における未認定問題との比較	138

補論 2 自動車排ガス汚染の事前的対策における費用負担 143

1 国による施策の推移——単体規制から車種規制へ	144
(1) 大気汚染防止法の限界と自動車 NO _x 法	144
(2) 自動車 NO _x ・PM 法	145
(3) 車種規制への自動車ユーザーの対応	147
2 首都圏のディーゼル車走行規制	148
(1) 走行規制の概要	148
(2) 規制非適合の場合の対応	149
3 使用過程車対策の費用負担	150
(1) 車種規制	150

(2) 走行規制	151
----------------	-----

第4章 広域的な環境汚染と費用負担————— 155
　　| タンカー事故による油濁被害の補償を中心に

はじめに	155
1. 補償・救済制度と環境コスト——事例研究の枠組み	156
2. ナホトカ号事故による環境被害とその貨幣評価額	158
2.1 事故と環境被害の概要	158
2.2 環境被害の貨幣評価額と環境コスト	161
3. 国際条約による油濁被害補償の仕組み	162
3.1 制度の概要	162
3.2 船主による費用負担	164
3.3 国際油濁補償基金	165
4. ナホトカ号事故の被害補償	167
4.1 補償請求額	167
4.2 補償対象額	169
4.3 補償支払額	170
4.4 費用負担	171
5. エボイコス号事故の被害補償	173
6. 海運業界と荷主の負担割合	175
7. 国際条約による補償制度の課題	176
7.1 国際油濁補償基金の補償上限	176
7.2 「字義通りの汚染被害」の補償	177
8. 排出源不明の場合の漁場油濁被害の救済	178

8.1 (財) 漁場油濁被害救済基金の概要	178
8.2 実際の被害額と申請額.....	179
8.3 認定額 (=支払額)	180
8.4 費用負担.....	180
9. 油濁被害の補償・救済をめぐる責任と費用負担	183
9.1 タンカー事故における PPP——海運業の保護と船主の 責任制限	183
9.2 荷主の補償義務.....	185
9.3 排出源不明の場合の陸上施設による費用負担——国際油 濁補償基金との共通性	185
終 章 「責任ある関与」にもとづく費用負担へ——	187
1. 環境被害に関する責任	187
1.1 行政の責任.....	188
1.2 民間事業者の責任.....	189
2. 求められる「応責原理」の確立	190
2.1 事後的な環境コストをめぐって——「拡大原因者負担原 則」論の問題点と「応責原理」の意義.....	190
2.2 事前的な環境コストと「応責原理」	194
3. 費用負担ルールの確立に向けて	196
3.1 個別の制度からより一般化されたルールへ.....	196
3.2 製造物責任.....	197
3.3 拡大生産者責任 (EPR)	198
3.4 PPP 拡張論の検討	199
4. 制度と費用負担をどうするか	200

4.1 PPP の「堅持」がもたらす費用負担の歪み——熊本水 俣病.....	200
4.2 「応責原理」にもとづく費用負担への端緒——大気汚染 公害.....	201
4.3 PPP を越えた制度の進展——油濁被害	203
参考文献	205
あとがき	227
索引.....	231

序 章

現代の環境問題と 社会的費用論

本書の課題と視角

はじめに——なぜ事後的対策の責任と費用負担を論じるのか

本書の課題は、環境被害の事後的対策に関する経済学的研究である。環境被害の事後的対策とは、被害補償や原状回復など、環境被害の発生後にとられる対策を指す。

環境被害への事後的対策は、日本の戦後復興期から高度成長期にかけて深刻化した公害問題にとどまらず、今後とも重要な政策領域とならざるを得ない。いわゆる四大公害などの公害問題においては、政府が後追い的に対策を迫られ、公害対策基本法（1967年制定）などにより行政が態勢を整えていく以前から被害が深刻化してきたために、事後的対策が必要とされた。もちろん今後、環境被害の未然防止がさらに進み、事後的対策の領域が縮小していくのが望ましいことはいうまでもないが、にもかかわらず、これからも次のような点で事後的対策が必要となるであろう。

第1に、環境負荷の低減や資源循環といった事前的なフロー対策が進んでも、すでに発生している環境被害の歴史的累積——すなわち「環境被害ストック」——は残されている。例えば、水俣病事件をめぐっては、2005年10月以降、「ノーモア・ミナマタ国賠訴訟」（2007年10月11日時点で原告数は1472人）が新たに提起されていることにも示されるように、公害問題は依然

として解決しておらず、その事後的対策は今後とも進められなくてはならない。また、リサイクル関連法が整備されても、すでに不法投棄された大量の廃棄物のストックは、撤去等の事後の対策の対象にならざるを得ない。このような「環境被害ストック」への対処を環境再生政策と呼ぶことができるが、現在、環境政策における一つの重要な領域として、環境再生を位置づけていくことが求められている（宮本，1999a, 2000；永井ほか編著，2002；淡路監修，2006；磯野・除本編著，2006）。

第2に、アスベスト問題のように、過去の汚染等の影響が潜伏期間を経て将来的に顕在化してくるタイプの問題に対しては、污染防治などの事前の対策は当然ながら採用できず、被害補償をはじめとする事後の対策が焦点とならざるを得ない。村山武彦²らは、アスベスト被害により、2000～2039年の40年間に、日本において男性の胸膜に発生する悪性中皮腫だけで約10万人が死亡すると推計している（Murayama *et al.*, 2006）。この推計結果は、他の部位や女性への影響を含んでいないため、実際の被害はさらに大きいといわれる。

第3に、環境政策は一般に、それに反対するものを含めた政治的諸力の妥協³の産物であるから、環境被害を未然に防止するための事前の対策も何らかの形で限界をともなったものにならざるを得ず、その結果、事後の対策を必要とする局面が生じる可能性がある。

第4に、人間活動の環境影響に関する科学的知見に不確実性がともなうこ

1 環境省報道発表資料「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成17年度）について」（2006年11月28日）によれば、2005年度末時点では、全国で約1567万t（2670件）の産業廃棄物が不法投棄されたままになっている。これにかかる原状回復費用は巨額であろう。例えば青森・岩手県境の大規模な不法投棄事件では、両県で650億円以上が見込まれている（関，2004）。

2 建物の解体時の飛散防止など、今後とも、アスベスト被害に関する事前の対策が重要であることはいうまでもない（宮本ほか編，2006等）。

3 宮本憲一は、「環境政策は環境保全の法と行政・司法制度とそれを執行する行財政を中心しているが、実際には環境保全法・制度が形成されるまでのポリシーメーリングの過程、さらに行財政をめぐる諸階級（とくに加害者と被害者）の対立と決着の過程が重要であって、それらが法・制度のたてまえよりも現実の環境政策の性格を決定しているといつても過言ではない」（宮本，1989, p.148）と述べている。

とを考慮すれば、⁴当初予想されなかった環境被害への事後的対策を迫られることも考えられる。

以上のような事後的対策の重要性にもかかわらず、環境政策に関する経済学的研究は、これまで、政策手段論において、直接規制と経済的手段を中心とする事前の対策を主な対象としてきた。⁵そのため、環境被害の事後的対策に関する経済学的研究は、法学などに比べ、後れをとっているといわざるを得ない。

事前の対策に関する経済学的研究では、効率性の観点を重視する新古典派的アプローチにおいても、リスクレベルの議論を除き、汚染削減の便益が最大となる最適汚染水準等の追求は放棄されている。そして「環境の質をどの水準に維持するかは、市場メカニズムとも効率性とも関係ない公共的意思決定に委ね」⁶られ、それを所与とした費用効率性が追求されるようになっている（岡、2006, pp.128-167。引用箇所は p.166）。このことは、事後的対策に関しても同様であって、効率性ではなく、まず被害実態にもとづいて対策のあり方を考えなくてはならない。

被害実態にもとづいて事後的対策の内容が決まったとしても、さらに、そ

⁴ このような問題に対しては、環境政策に予防原則（precautionary principle）を導入することが重要である。その際に検討されるべき諸問題を論じたものとして、村山武彦（2004）を参照。

⁵ 事後の対策あるいは事後の政策手段に関する経済学的研究としては、環境被害に関する損害賠償責任や、日本の公害健康被害補償制度に関するものがあるが、これらについては後述する。

⁶ 岡敏弘は、新古典派を次のように定義している。「〔新古典派とは〕需給均衡の枠組みで経済を捉え、限界概念を多用し、効率性の視点で経済の成果を評価する傾きをもつ経済学である」（岡、2006, pp.2-3）。

⁷ 環境リスクとは、「不確かな、そして従来の意味からは安全と判断されるが、現実には灰色の危険域の危険性を、定量的に表現したものである」（中西、1995, p.7）。リスク論は、がんの発症など、「どうしても避けたいこと」（エンドポイント）が起きるリスクを制御するための理論であり、事前の対策の領域に属するものだといってよい。「どうしても避けたいこと」がいったん起きてしまえば、その後は、被害補償などの事後の対策へと移行せざるを得ない（同上, pp.189-190）。

⁸ 当然ながら、事後の対策においても、同じ政策効果を持つ複数の選択肢がある場合に、費用効率的な手段を選ぶことを否定するものではない。

の費用を誰がどれだけ負担すべきかという問題が出てくる。この問題を検討する際の理論的基礎として、環境被害をめぐる責任論が必要とされるであろう。現代の環境問題の多様化と広がりは、それに関連して発生する諸費用の負担をめぐって、責任論を基礎とした新たな理論的検討を要請しているといってよい。

最近報道されたフェロシルト問題に見られるように、公害訴訟で責任を認定されてきた企業によって、相変わらず悪質な環境汚染事件が繰り返されていることが判明しているが⁹、このことは、公害問題の責任に関する過去の教訓が活かされていないことを示している（宮本，2006, 2007）。このような状況のもとでは、環境被害をめぐる責任論の意義はさらに強調されてよいであろう。

1. 環境問題の現代的特徴と環境被害

1.1 環境問題の多様化・広がり

現在、我々が直面する環境問題は、次のようないくつかの次元において、多様化と広がりをみせている（寺西，1997a, 2002a, 2007）。

第1は、問題の領域的次元での多様化と広がりである。1960年代の日本における環境問題は、大気汚染や水質汚濁のような汚染問題であった。その後、1970年代以降には、汚染問題とは領域を異にする自然保護問題が登場した。さらに1980年代以降においては、汚染問題や自然保護問題を含めた、

⁹ これは、事後の対策の費用をめぐる分配問題である。事前の対策に関しては、例えばドイツ排水課徴金の研究によれば、個々の排出者の負担が大きくなりがちな課徴金に対し、排出者が抵抗したため、費用効率的な政策手段が実現されなかつたとされる（岡，1997, pp.50-51）。このことは、事前の対策においても、費用効率性だけではなく、分配問題をも考慮しなければ、現実的な制度設計を論じることができないことを示唆している。

¹⁰ 石原産業は、戦前に大気汚染公害を引き起こした大阪アルカリの後身であり、戦後には四日市公害を引き起こし、訴訟でこれらの責任を問われてきた企業である。そのような経緯があるにもかかわらず、石原産業は、有害廃棄物をリサイクル製品と偽ってフェロシルトと名づけ、逆有償で「販売」していた（畠，2007）。

より総合的なテーマとして、人間生活の豊かさの内実とかかわる環境の質をめぐるアメニティ問題が、重要な領域となっている。

第2は、質的な次元での広がりである。上記の汚染問題についていえば、かつては可視性の財産被害や健康被害が主要な問題であったが、近年では、ダイオキシンや環境ホルモンなど、目に見えないタイプ（不可視性）の被害が注目されるようになってきた。また、事後的な結果としての汚染被害にとどまらず、そのような被害が生じる危険性のレベルでの汚染リスク、あるいはそうしたリスクさえ科学的に特定できない不確実性をともなう汚染影響を含めて、先見的・予防的な対応が求められているといつてよい。

第3は、空間的次元での広がりである。今日、酸性雨のような越境型汚染や地球温暖化のように、国際的・地球的レベルの対応を必要とする環境問題が、重要な課題となっていることは改めていうまでもなかろう。

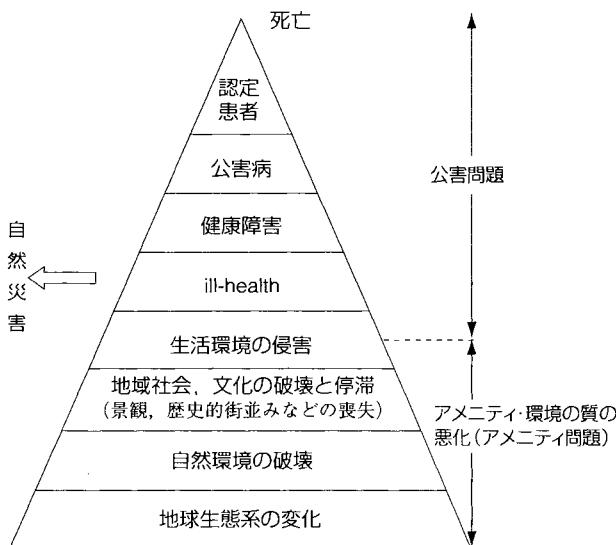
第4は、時間的な次元での広がりである。この点では、一方では、工場跡地等での深刻な土壤汚染の発覚に示されるように、過去における「環境無視のツケ」の累積的結果（「環境被害ストック」）が大きな問題となっている。また他方では、地球温暖化問題のように、将来世代への深刻な被害が予想される問題もある。アスベスト問題は、被害の一部はすでに顕在化しているが、さらなる被害が、潜伏期間を経て将来的に顕在化していくことが考えられるので、過去から将来へと、時間軸の両方向にまたがる問題だといえよう。¹¹

1.2 環境被害とは

以上のような多様化・広がりを的確に捉えるうえで重要なキーワードとなっているのが、「環境被害（environmental damages）」という概念である（寺西、1997a, 2002a, 2007）。従来からの「公害被害」は、より幅広い環境被害

¹¹ 地球温暖化も、すでにその否定的影響が表れているだけでなく、これまで排出された温室効果ガスの影響が将来にわたり顕在化していくので、アスベスト問題と類似した面がある。しかし、温暖化問題においては、温室効果ガスの吸収や排出抑制など、今後の事前の対策の余地が大きいと考えられるのに対し、すでに吸入されたアスベストは、一部を除き排泄されないとされ、潜伏期間における対処は限られたものとならざるを得ない。

図序-1 環境被害のピラミッド構造



(出所) 宮本憲一 (1989) p. 99, 図3-1。

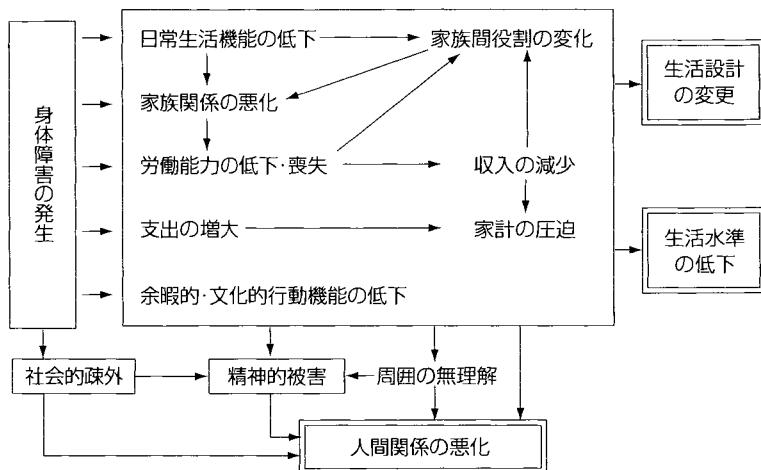
という概念のもとで、改めて位置づけ直される必要がある。

図序-1に示したように、環境被害は、公害病の認定患者（行政から公害被害者と認められた患者）を頂点とし、自然環境や生態系の破壊を基底とする「ピラミッド構造」をなしている。また、公害問題とアメニティ問題との間には、連続性がある（宮本, 1989, pp. 99-102；寺西, 2002b, pp. 328-330）。

環境被害の頂点に位置する公害健康被害は、飯島伸子による被害構造論が示すように、被害者自身の身体的障害にとどまらず、被害者本人・家族の生活（生活空間、生活時間、生活水準、人間関係、生活設計など）や人格のレベル、さらには地域環境・地域社会のレベルという広がりをもつ（飯島, 1993, pp. 78-144）。図序-2は、上記各レベルの被害と健康被害との連関を示したものである。

環境被害は、以上のような構造と広がりを有するものとして捉えられなくてはならない。

図序-2 健康被害に始まる被害の連関



(出所) 飯島伸子 (1993) p. 83, 図 4-1。

2. 環境コスト負担をめぐる理論的・政策的課題

2.1 「環境コスト増大の時代」における汚染者負担原則の「限界」

現在、環境問題の多様化・広がりを背景として、様々な環境被害に直接・間接に関連して各種の費用が発生し、ますます増大していく傾向を示している。これらの諸費用を環境コスト（あるいは環境費用、environmental costs）と呼ぶならば、現代は「環境コスト増大の時代」として特徴づけられる。いま、こうした環境コストへの対応が問われており、費用負担に関する基本的考え方やルールの整理、あるいは制度設計が重要な課題となっている（寺西、1993, 1997a, b, 2002a；除本・寺西、2006）。

環境コスト負担に関する基本的原則としてすでに確立しているのが、環境問題の原因者に費用負担を課すべきだとする「汚染者負担原則（Polluter Pays Principle: PPP）」である。第1章で述べるように、経済協力開発機構（OECD）が提起したPPPは、本来、環境被害の事前的対策（被害予防）の費用を対象としていたが、日本では独自に、被害補償や原状回復などの事後

的対策や行政費用なども含めた原則として解釈・主張され、また実際に適用されてきた（都留、1973；環境庁編、1975；宮本、1989）。これは、日本型PPPなどと呼ばれる。

しかし、前述のような環境問題の多様化・広がりの中で、PPPを単純に適用できないケースが増加している。それらのケースは、主に事後的対策についてみれば、次の三つの類型に分けられる。¹²

第1は、長期にわたる環境汚染の継続あるいは放置等により、莫大な事後的対策の費用が発生し、PPPのもとで原因者とされる主体の資力を超えてしまう場合である。例えば、香川県豊島の産業廃棄物不法投棄事件では、不法投棄を行った業者の資力では間に合わないほど、廃棄物の処理費用が膨大となっている。また、第2章で見るよう、熊本水俣病事件では、資力不足といわれる原因企業の被害補償等を支えるため、事件の責任を問われた行政も、それらの費用のかなりの部分を負担している。

第2は、産業活動の拡大などの要因から、環境問題における加害－被害関係が構造化・複雑化し、当事者が多数となって、事前的または事後的対策の費用負担にPPPを単純に適用しにくい場合である。このような例として、都市・生活型公害や、地球温暖化問題などが挙げられる。水俣病事件のような典型的な産業公害事件でも、原因物質を排出した企業だけでなく、行政などが被害の発生・拡大・放置に構造的に関与しているため、加害過程の構造は「一対一」といわれるほど単純ではない。¹³

第3に、環境被害が顕在化した時点ですでに、PPPのもとで原因者とされる主体が存在しなくなっていたり、不明であるような場合には、事後的対策の費用負担にPPPは適用できない。

以上の諸点が、環境問題の時間的・空間的次元での広がりと密接に関係し

¹² 以下の類型区分は、大島堅一（2003）にもとづき、本書の文脈に沿って整理したものである。

¹³ 大島は、前掲文献で、水俣病事件に関し、「〔加害者と〕被害者との関係は一対一の単純な図式が描ける」（大島、2003, p. 226）と述べているが、これは誤解を招く表現である。

ていることは、明らかであろう。これらのケースにおいて、費用負担の責任やルールをどのように考えたらよいかが、重要な理論的・政策的課題となつてきているのである。この課題にかかわって、宮本憲一は、「ストック公害」をめぐる事後的対策の費用負担について次のように述べている。「ストック公害の責任論のむずかしさは、原因企業が倒産あるいは廃業していることである。……〔また、〕原因企業は〔アスベスト問題における〕クボタのように事件を受けて立つ資力のある企業だけではない。／……〔被害者が〕一刻も早く、安心して治療を受け、生活の見込みをつけるための救済制度が必要である。これには基金制度が有効である。この場合、だれが拠出するか。先述のようにストック公害では原因者が確定できぬケースがある。これには政府の負担が必要である。とりわけ、アスベスト災害については、政府の責任はきわめて重い」(宮本, 2006, pp.45-46)。

2.2 「PPP の適用範囲の拡張」は何を意味するか

前項の課題に関して、植田和弘は、有害廃棄物の不適正処分等の例を挙げ、「PPP の適用範囲の拡張」が見られるとして、次のように述べている。1980 年に制定されたアメリカの土壤浄化法制である「包括的環境対処・補償・責任法」(通称「スーパーファンド法」) では、「浄化のための基金を石油化学事業者に中心的に負担させているが、そのなかには有害廃棄物の不適正処分はまったく行っていない業者もいるであろう。それでも、浄化のための基金へ

¹⁴ 宮本は、「ストック公害」を、アスベスト災害や土壤汚染に典型的に見られるように、「過去に人体・商品・環境に蓄積した有害物が長期間を経て被害を生む現象」と定義している。これは前述の「環境被害ストック」と重なり合うが、両者は次のような点で異なっている。例えば、環境被害は公害被害を含みつつも、より広い概念であるため、「環境被害ストック」は、自然やまちなみの破壊といった環境被害の歴史的累積をも包摂する。また、大気汚染や水質汚濁は「ストック公害」に含まれないが、「環境被害ストック」はそれらによる健康被害を含む概念である。塙谷恒雄は、大気汚染による健康被害の「ストック的」性格を指摘し、「〔曝露期間が〕数年たって発病し、それから十数年たって治癒するか死亡するかで患者がなくなっていく」ので、「被害自体は、ある意味でストック的現象になっている」と述べている(淡路ほか, 1983, p.19)。

負担しなければならないのである」。これはすなわち、「浄化責任やその費用負担が、広い意味での原因者に課されて」おり、「ミクロに見れば、浄化費用の負担者はそうした〔土壤〕汚染の個々の事例では汚染原因者でない場合が含まれている」ことを意味する。「ただ、〔産業廃棄物が不法投棄された土地の原状回復について考えると〕マクロにみれば、産業廃棄物の不法投棄は、産業活動にともなって一定数は必ず発生するという意味で、産業活動がつくりだす環境リスクとみることができ、その場合には排出事業者が全体としては環境リスクの発生原因者となるので、原状回復費用の負担を求める根拠になるであろう。／こうした環境政策における PPP の適用範囲の拡張がもつ意義と問題点を検討することは、効率的で公平・公正な環境費用負担システムを構想するうえで避けてとおれない課題である」(植田, 1996, p. 21)。

このように「PPP の適用範囲の拡張」がなされているということは、逆にいえば、これまででは、汚染物質を直接的に排出した者など、「個々の事例で」原因者である主体に対し、環境コストを負担させる原則として、PPP が機能してきたことを意味している。

「PPP の適用範囲の拡張」は、環境被害をもたらす加害過程を構造的に捉え、その中で、環境被害の発生に関与する主体を見出して環境コストの負担を求める、という新たな考え方を提起するものと解される。PPP のもとで原因者と見なされる主体は、加害過程の端緒をなしているとはいえ、それによって加害過程が尽されるわけではない。¹⁵ 原因者の行動の背後には、それを規定する構造的条件が存在するのである。上記の例に即していえば、有害廃棄物の不法投棄を行った直接の当事者が責任を免れないのは当然として、その背後にいる排出事業者の責任は不問に付されてよいのか、という問題がある。このような加害過程の構造を見据えなければ、前述のような PPP を単純に適用できない問題類型において、被害補償や原状回復に向けた道筋を見出すことはできないであろう。

なお、加害過程の構造を捉える際に、環境被害の発生だけでなく、被害の

¹⁵ ただし、OECD は本来、汚染原因者 (polluter) を、汚染物質の直接的な排出者に限定していたわけではないという点に留意しておきたい (OECD, 1975, pp.26-27)。

拡大・放置に関与する諸主体の責任も明らかにする必要がある。このことは、それらの総体的結果としての環境被害の歴史的累積が問題になっている今、とくに重要な課題である。

3. 加害過程の構造と責任論

3.1 先行研究等の概観

必ずしも前節で述べた課題に応えるという視点からではないが、これまでにも加害過程の構造に関する研究等はなされてきている。以下では、法学・社会学・経済学・政治学の諸分野における重要な先行研究等を概観しておきたい。

3.1.1 公害訴訟と公害・環境私法理論

加害過程の構造を捉える試みは、まず公害訴訟とそれをめぐる法学的議論においてなされてきた。¹⁶これに関しては、第1に、隣接する土地所有者同士のような相隣関係的視点で公害問題を捉えるのではなく、¹⁷加害者・被害者間の非対等性・階層的格差をふまえた過失論が挙げられる。鉱工業生産の大規模化という社会経済構造に関わる条件を重視すれば、産業公害の加害者と被害者の間には、立場の相互互換性や対等性はないことは明らかである。この視点はとくに、過失の要件として予見可能性を重視する「予見可能性説」において明確となった。¹⁸

第2に、共同不法行為論が、公害事件等における加害過程の構造を法的観点から捉える一つの枠組みとなっている。1960年代後半以降の大気汚染公害をめぐる訴訟では、まず四日市訴訟で、発生源であるコンビナート企業群の相互連関が問題とされ、1972年7月の津地方裁判所四日市支部判決で、

¹⁶ 以下、第1、第2の点に関し、とくに断らない限り、吉村良一（2002）に依拠している。

¹⁷ なおこれ以外に、例えば公害の因果関係の議論においても、加害者・被害者間の非対等性・階層的格差をふまえ、被害者救済等の見地から、立証の困難性を克服するための方法が主要な論点の一つとなってきた。

それらの共同不法行為が認められた（淡路，1978等）。その後、川崎訴訟（第一次提訴，1982年3月）では、臨海部に集積する工場・事業場の経済活動だけでなく、物流等を介してそれらと密接に結びついた自動車交通による排ガス汚染を含め、両者が一体となった共同不法行為が問われた（大村ほか，1982；福富ほか，1993）。また、西淀川訴訟（第一次提訴，1978年4月）では、コンビナートのような緊密な連関のない複数の企業、および自動車排ガス汚染による都市型公害に関するもので、二～四次判決（大阪地裁，1995年7月5日）で、それらの間の客観的関連共同性が認められた（淡路，1996）。

第3に、四大公害訴訟以降の流れとして、加害過程の端緒をなす企業から、当該企業の経済活動の前提となる諸条件を決定する行政等へと、公害の責任追及が拡大していったことが挙げられる（富井，1987, pp. 10-12）。四大公害訴訟を受け継いだスモン、サリドマイド、カネミ油症、森永ミルク中毒などの薬害・食品公害訴訟では、直接に不法行為を犯した私企業の責任のほか、それを後見的に監督する責務と権限を有する行政の賠償責任もあわせて追及された。このような動きが、前述の大気汚染訴訟、水俣病訴訟といった公害訴訟にも見られるようになったが、このことは、加害過程の構造を広く射程に収めていくとするものとして位置づけられる。

また、産業公害型の事件では、加害過程の端緒をなすのは一般に私企業であるが、都市・生活型公害では広範な市民の関与が大きく、例えば自動車排ガス汚染では、汚染物質を直接的に排出するのは自動車ユーザーである。また、¹⁹道路管理者や自動車メーカーも、排ガス汚染による被害の発生に構造的に関与している。東京大気汚染訴訟（第一次提訴，1996年5月）では、国・

¹⁸ この流れに属する論者として、西原道雄、沢井裕、牛山積、清水誠らが挙げられる（吉村，2002, pp. 198-201）。この立場において、加害企業は自らの行為の危険性に応じ、高度の予見・調査義務を有するのであり、人身被害の発生が予見されるならば、操業停止を含め、被害の回避が可能だ、とする議論がある。四大公害訴訟判決のうち、過失の有無が争点となった新潟水俣病判決（新潟地裁，1971年9月29日）、四日市判決（津地裁四日市支部、1972年7月24日）、および熊本水俣病判決（熊本地裁、1973年3月20日）においても、この議論と共に通する判断が下された。これは、経済成長の過程で、ある程度の公害の発生は不可避であり、被害者側にも受忍しなければならないことがある、という立場とは、明らかに異なっている。

東京都などの道路管理者だけでなく、一連の大気汚染訴訟の中では初めて、汚染物質の発生源となる商品（自動車）を製造・販売する自動車メーカーも被告とされた。

3.1.2 環境社会学における「広義の加害過程」論と社会的ジレンマの類型論

加害過程の構造を捉えようとする試みとして、環境社会学の分野では、第1に、新潟水俣病問題の研究を通じて提出された「広義の加害過程」論がある。船橋晴俊は、前述の飯島による被害構造論を前提として、次のように論じている。「被害は、身体的な被害にとどまらず、『広義の被害』として把握されなければならない。被害の社会的過程と、加害の社会的過程とは、うらはらの関係にあるから、『広義の被害』に対応して、加害過程も、原因となる毒物の排出という意味での直接的加害のみならず、さまざまな派生的加害も含む『広義の加害過程』として、把握されるべきである」（船橋、1999, p.43）。ここで、「広義の加害過程」とは、「水俣病の被害者に対して、有機水銀中毒による健康被害、ならびに、それから派生して本人およびその周辺の人々に生ずる身体的、精神的な苦痛や生活上の不利益を、直接的にあるいは間接的に生み出し、加重する要因となるような行為や言辞の総体」を意味する。

「広義の加害過程」には、次のような諸契機が含まれる。①上記の「直接的加害」。②「再発防止義務の不履行としての加害」。これは、「熊本水俣病」という先行事例がありながら、その原因究明を妨害し、被害者を泣き寝入りさせ、適切な再発防止策を怠ることによって、結果的に新潟水俣病を発生させた企業と行政組織の行為」である。③「巻き添えとしての間接的関与」。これは、「住民が日常的に行っている川魚の販売や贈与や摂食奨励を通して、意図せずして、有毒化した川魚の経口摂取に間接的に関与することになり、発病を生み出す要因連関に巻き込まれてしまった行為」を意味する。④「派

¹⁹ 道路管理者とは、道路法および他の法律により、道路の種類ごとに定められた、国土交通大臣（指定区間内の国道について）、都道府県知事（指定区間外の国道や都道府県道について）、あるいは旧首都高速道路公团（首都高速道路について）などの主体を指す。

生的加害」。例えば「身体的不調に起因する家族内の不和、職場での冷たい仕打ち、地域社会における忌避」等のように、「家族や職場や地域の日常生活の中で、人々の相互作用を通して、水俣病被害者に新たな苦痛や不利益を加えるような行為や言辞の総体」を指す。⑤「追加的加害」。これは、「水俣病の発生と解決に責任のある主体（すなわち、発生源企業、行政及び認定審査会）が、被害者の正当な権利回復と被害補償要求に直面した時、それを妨害し、拒絶することによって、また長期にわたる無権利状態に被害者を閉じ込めることによって、被害者の苦痛を加重させるような行為と言辞」と規定される。⑥「随伴結果の引き起こしとしての加害」。これは、「発生源企業の当初の汚染という行為が、それを起点として、地域社会内に連鎖的にさまざまな被害と加害を発生させ、また人々の間に対立と不和を作り出すこと、それゆえ、そのような苦しめ合いの連鎖を随伴結果として伴うという意味で、加害性についての新たな意味を付加的に帯びること」を意味する（船橋、1999, pp. 44-45）。

「広義の加害過程」論は、我々の関心からすれば、環境被害を引き起こす「直接的加害」にとどまらず、「加害過程」の概念を広く規定している点に積極的意義があるということができる。しかしながら、「『広義の被害』に対応して、加害過程も、……『広義の加害過程』として、把握されるべきである」（前掲引用）と述べられているように、「広義の加害過程」における諸契機の類型化が、基本的に、被害の類型に対応してなされており、被害発生・拡大・放置に関与する諸主体に着目して、加害過程の構造を明らかにしようとするものではない。この点で、「広義の加害過程」論は、我々の関心と異なっている。

環境社会学において、第2に注目すべき理論は、社会的ジレンマの類型論である（船橋、1995, 1998, 2001）。水俣病事件のような産業公害から遅れて、1970年代頃に登場してきた生活排水・ごみ・自動車排ガスなどの都市・生活型公害、あるいは1980年代後半に登場してきた地球環境問題においては、²⁰ 生産者だけでなく消費者が加害過程において重要な位置を占め、加害者と被害者とが重なり合うようになっている。したがって、これらの問題において

は、「加害過程の構造」という表現よりも、「加害 - 被害関係の構造化・複雑化」という方が適切であろう。このように、一部の大企業等だけでなく、ごくあたりまえの市民が何らかの形で加害過程に関与しているという事態を分析する理論として、社会的ジレンマ論を採用することができる。社会的ジレンマの類型論は、構造化・複雑化する加害 - 被害関係を複数のパターンに類型化して把握しようとする試みである。

社会的ジレンマとは、共有環境や共有資源などの集合財をめぐって、個々人が相互規制なく自らの利益を追求する結果として、社会的に望ましくない状態がもたらされるという事態であり、ハーディン (G. Hardin) による有名な「共有地の悲劇」モデルが典型的な例である (Hardin, 1968)。これは、個々の牧夫が利益拡大をめざして家畜の頭数を増加させることにより、その累積的帰結として牧草地の荒廃がもたらされるというモデルであり、環境破壊の加害者と被害者が一致する「自己回帰型」である。

これに対し、船橋は、「現代のさまざまな環境破壊問題の把握のためには、原型としての共有地モデルをそのまま直接に適用することは、きわめて大まかな問題把握に留まり、さらに、このモデルだけでは、受益圏／受苦圏構造のさまざまなパターンを主題化できないことから、政策論的にも、不適切な主張を生み出しやすい」(船橋, 1995, p.8) と述べ、「共有地の悲劇」モデルの有効性に限定を付したうえで、社会的ジレンマ論を拡張し、上記の「自己回帰型」に加え、加害者と被害者が明確に分かれている「加害型」と、両者が重なり合いながらも相対的に分離している「格差自損型」という分類軸を導入している。

さらに船橋は、個々の主体が行動する際に、その選択肢を制約する構造的条件にも注目している。例えば、自動車が普及した社会において、自動車メーカーが「高公害車」しか生産しなければ、多くの「通常の個人」は、自動車ユーザーとして否応なしに自動車排ガス汚染の加害者とならざるを得ない。船橋は、個々の主体の行動を規定する構造的条件として、市場メカニズムに

20 社会的ジレンマ論にもとづくものではないが、これより早く、環境社会学者の飯島伸子 (1986) がこうした問題を捉えようとしている。

より生産者の環境破壊行為が加速されること、および環境高負荷随伴型の選択肢により消費者行動が制約されることを重視している。

これらの構造的条件の差異と、自己回帰型・格差自損型・加害型という分類軸とを組み合わせることにより、船橋は社会的ジレンマを7類型に区分した。我々の関心からすれば、船橋の挙げた構造的条件は、内容が限定されすぎている感があるが、社会的ジレンマの類型論は、構造化・複雑化する加害 - 被害関係を分析しようとする試みとして、重要な意義を持つといってよい。

3.1.3 地球環境問題における加害 - 被害関係——環境経済学と環境政治思想

地球環境問題に関しては、後述のように、その原因を社会経済システムではなく文明一般に帰することで、加害 - 被害関係や責任の問題をあいまいにしようとする傾向も見られる。これに対して、地球環境問題においても、加害 - 被害関係や、関係主体間の非対称性を重視し、それにもとづく責任論や社会経済システムのあり方の見直しを唱える議論がある。

環境経済学者の寺西俊一は、地球環境問題を五つの類型に分け、①酸性雨や国際河川の汚染のような「越境型の広域環境汚染」、②環境汚染源・環境破壊行為の海外移転としての「公害輸出」、および、③先進国を中心とする木材輸入による熱帯林破壊などの「国際分業を通じた資源と環境の収奪」という3類型において、国際的な加害 - 被害関係の存在を明らかにしている。また、④「貧困と環境破壊の悪循環的進行」と類型化される問題、すなわち、途上国において貧困層が限界地で農業や牧畜を営むことにより脆弱な生態系が破壊される、といった問題類型においても、貧困の背後に国際的支配・収奪や干渉の歴史があることを指摘し、さらに、⑤「地球共有資産の汚染と破壊」に関しては、地球温暖化を事例として、国家間の利害がぶつかり合う状況を描き出しつつ、この問題類型の特徴として「世代間にまたがる加害・被害関係の発生」を重視している。そして、これらの問題の解決のために、グローバル・レベルでの社会構造・システム改革の必要性を強調した（寺西、1992）。

また、環境政治思想の分野では、ドブソン（A. Dobson）による「エコロジカル・シチズンシップ」の議論がある。ドブソンは、グローバル化した世

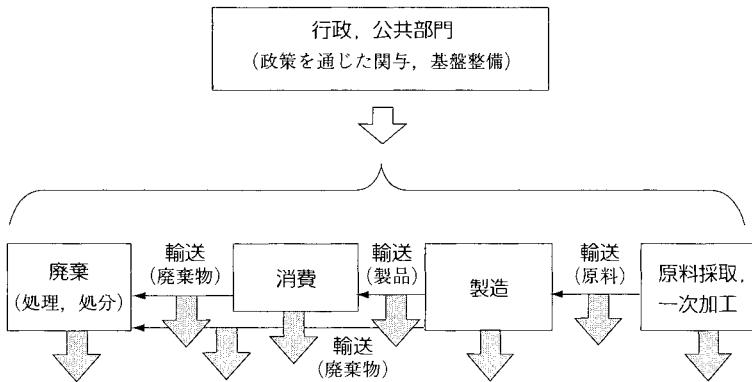
界を諸国家の「相互依存性 (interdependence)」あるいは「相関性 (interconnectedness)」の観点から捉えることを批判し、地球温暖化を例に挙げて、先進国と途上国の間の「非対称性 (asymmetry)」と先進国の責任を強調している。そこでは、「いくつかの国が他の国々より地球温暖化の原因を引き起こしており、それゆえより大きな責任を負うという認識」にもとづく「共通だが差異のある責任 (common but differentiated responsibility)」の原則が重視されている。ドブソンの「エコロジカル・シチズンシップ」論は、環境問題の加害 - 被害関係に見られる上記のような非対称的・片務的関係を前提として、市民の義務や責任を論じるものである (Dobson, 2003)。前述した地球温暖化をめぐる世代間の加害 - 被害関係に対比させていえば、ドブソンは、歴史的経緯をふまえつつ、現在世代内の加害 - 被害関係に着目しているということができる。

3.2 環境被害の発生（および拡大・放置）に関与する諸主体

以上のように、必ずしも環境コスト負担の観点からではないが、加害過程の構造とその中の諸主体の責任を明らかにしようとする先行研究等が存在する。これらをふまえ、主として一国内での環境汚染問題を念頭に、環境被害の発生（および拡大・放置）に構造的に関与する諸主体（の役割）を図示したもののが図序-3である。

この図では、いわば「川上」から「川下」へと、原料・製品・廃棄物が受け渡されていくが、その連関の各段階で環境汚染が生じうる。第1に、原料採取および一次加工の段階で環境汚染が生じる場合がある。これについては、日本では足尾鉱毒事件やイタイイタイ病などの事例が知られているとおりである。第2に、水俣病事件などのように、製品の製造段階で環境汚染が生じる場合がある。第3に、消費過程から環境汚染が生じる場合がある。産業公害と異なり、都市・生活型公害では、次の二つの点ともかかわって、消費過程の関与が大きい。第4に、生産過程や消費過程から生じる廃棄物の処理・処分にともなって、環境汚染が生じる場合がある。第5に、原料や製品等の輸送にともない、環境汚染が生じる場合がある。以上の5点に関し、「川下」

図序-3 環境被害の発生（および拡大・放置）に関与する諸主体
(主に一国内での環境汚染問題の場合)



(注) 網掛けの矢印は、汚染物質の排出を示す。なお、全ての関係主体と役割を網羅したものではない。

段階での環境汚染に対して、それより「川上」（とくにその直前）に位置する主体が、構造的に関与しているということができる。また、例えばタンカー事故のように、原料輸送から環境汚染が生じる場合を考えると、「川下」の製造段階における当該原料への需要が、環境汚染を引き起こす可能性のある経済活動を存立させているという見方もできるだろう。第6に、これら第1～第5の全てに関して、諸政策や基盤整備を通じ、行政（あるいは広く公共部門）が構造的に関与している。

3.3 責任論はなぜ必要か

前述の先行研究等に共通するのは、環境被害をもたらす構造的要因を明らかにし、問題解決の道筋を探ろうとする志向性である。²¹これは、環境被害の発生・拡大・放置に關与する諸主体の責任を明らかにすることにつながって

²¹ 以上で概観した以外にも、例えば、環境倫理において、環境的公正（environmental justice）を強調する「社会派エコロジー」の思想にも、同様の志向性が見られる（Merchant, 1992；戸田, 1994, 1995など）。また、本書の全体が依拠する理論的前提として頻繁に参照されているため、ここでは挙げなかったが、財政学を一つの基礎とする日本の公害・環境問題研究では、公共部門の責任を重要な視点とした解明がなされてきた（柴田, 1961, 1967, 1978；宮本, 1967, 1987, 1989等）。

いる。環境被害の責任を明確にすることは、関係主体がとるべき行動を明らかにし、環境政策を進めるために必要なのであって、決して「犯人探し」のためではない。

他方で、環境問題の多様化・広がりを背景として、環境問題の責任や解決の方法をあいまいにしようとする傾向も見られるようになっている。第1に、環境問題の原因を社会経済システムのあり方に求めるのではなく、文明一般に求める議論がある。これは地球温暖化等に関する「共通だが差異のある責任」の理念と対立するものであり、環境問題を国民全般あるいは人類全体の責任へと解消することに等しいので、宮本憲一は、これを環境問題における「一億総ザンゲ」論²²と呼んでいる。第2に、新自由主義や「市場原理主義」の影響のもとで、環境問題に限らず、規制緩和や民間の「自主自責」という方向性が強く打ち出されている。これら二つの潮流の影響により、環境問題の責任を拡散させ、解決の方法をあいまいにしようとする傾向が強まっている（宮本、2007）。

しかし、こうした論調には、次のような問題点がある。第1に、環境問題の原因を文明一般に求める議論は、程度の差はあるにせよ環境問題を不可避と見なす立場に容易に結びつく。この立場は「自主自責」論とあいまって、環境破壊の被害者に対し、被害を甘受すべきだとする主張へつながりかねない。第2に、前述のフェロシルト問題のようなきわめて「無責任」な事件が発覚していることを考えれば、企業の「自主自責」に委ねて安心することはできないのが実情というべきであろう。このことは、日本の公害問題の教訓²³である。

さらに、トラスト型の自然保護運動のような環境コストの自発的負担を基礎づける考え方としても、責任論が重要だと考える。このような費用負担は、環境被害の発生（および拡大・放置）に対する費用負担者自身の関与を前提

22 前述したハーディンによる「自己回帰型」社会的ジレンマの論理は、この「一億総ザンゲ」論に共通する面がある。これに対して、船橋による社会的ジレンマの類型論は、ハーディンのモデルにおけるこうした問題点を乗り越えようとした議論として位置づけられる。

とするものではないから、責任論を持ち出すことに関し、奇妙に思われる向きもあるう。

ここで、環境コストの自発的負担に対する説明として、環境社会学者の長谷川公一による環境ボランティアの「受益」論的解釈を取り上げたい。ボランティア活動は時間や労力を費やし、その意味で機会費用を発生させるといってよいが、にもかかわらず、なぜボランティア活動が生まれるのか。この点に関し、長谷川は、時間や労力のいわば対価としてえられる「報酬」的な²⁴価値を重視している（長谷川、2003, pp. 53-55）。

たしかに、このような理解は可能だが、それにとどまらず、ここでは行為に内在する動機を重視したい。環境コストの自発的負担は、自身の過去の加害行為などに対する、他者からの責任追及の結果としてなされるのではなく、動機が自らの内部に根ざしていると考えられる。ヨナス（H. Jonas）らの議論をふまえれば、この内在的動機は、科学技術の発達により到達した人間と自然の関係性を前提とする、事前的・積極的責任と考えてよいのではないか。この点については、第1章で述べることとしたい。

4. 社会的費用論と環境コスト——本書の研究視角

4.1 なぜ社会的費用論か——「法と経済学」との比較

環境被害の事後的対策に関する経済学的研究は、主として「法と経済学

²³ 富樫貞夫は、「水俣病事件の教訓」の第1点目として、次のように述べている。「これまでのチッソ（株）の行動をみれば明らかのように、企業自体が環境に配慮して、自主的に汚染防止対策に取り組むことはほとんど期待できない。また、企業は住民の生命・健康のリスクにかかる情報すら公開したがらない。したがって、企業にこのような情報を公開させ、適切な汚染防止対策をとらせるためには、法律に基づく規制を強化する以外はないと思われる」（富樫、2006, p. 2）。

²⁴ 長谷川の議論は、オルソンの集合行為論（Olson, 1965）をふまえたものである。長谷川は、環境ボランティアにおける「報酬」的な価値として、快適な環境をつくりだすことへの貢献すること自体がうれしい、あるいは生きがい、達成感、自己実現など、行為の目的と密接に関連する精神的価値（「目的的誘因」）と、出会いの感動など、他者とのかかわりの中で享受できる精神的価値（「連帶的誘因」）とを挙げている（長谷川、2003, p. 55）。

(law and economics)」, および社会的費用論という二つの視角から行われて²⁵きた。

事後的対策に関して、「法と経済学」が研究の対象としてきたのは、環境被害をめぐる損害賠償責任である。損害賠償責任は、環境規制や環境税のような「事前の政策手段 (*ex ante* policy instruments)」に対して、被害発生後に機能する「事後の政策手段 (*ex post* policy instruments)」と位置づけられている。そして、環境政策の諸手段の中で損害賠償責任の占める位置や、責任ルールの設定による被害抑止効果などが、主要なテーマとされてきた。しかしながら、損害賠償責任は、被害補償、正義の実現および被害抑止という三つの目的に資するものとされているにもかかわらず、従来、それらのうち、主として事前的な被害抑止効果のみに関心が向けられてきたのである²⁶ (Segerson ed., 2002, pp. xi-xxiv)。

損害賠償責任は事後の政策手段なのであるから、その事前的な被害抑止効果は、重要とはいえ二次的・付随的なものであり、それが主要な研究対象となっているとすれば、本末転倒といわざるを得ないのではないか。環境被害の事後的対策に関する経済学的研究は、被害実態をふまえた対策の内容や、その費用負担をめぐる基本的な考え方、制度の問題などを正面から取り上げるべきであろう。

これに対し、社会的費用論は、それらの問題を主要な研究対象としてきた。カッ普 (K. W. Kapp) による社会的費用論は、環境問題を含む一連の否定的諸事象が、それらを引き起こす（あるいは引き起こした）当事者たる経済主体の「費用計算」(cost accounts) に反映されず、それゆえに、その意思決

²⁵ 両者のいいずれとも分類しがたい文献として、植田和弘と松野裕による公害健康被害補償制度に関する研究（松野・植田, 1995; 植田・松野, 1997; Matsuno and Ueta, 2000; 松野, 1997）を挙げることができるが、その関心は、同制度による環境被害の事前的抑止効果にも向けられており、この点では「法と経済学」と共通している。

²⁶ このような関心による研究書の一例としては、Bartsch (1998) が挙げられる。

日本ではかつて、浜田宏一 (1977) が、事前的抑止効果だけでなく、公害賠償の「公平性」なども重視した議論を行っている（第IV章）。ただし残念ながら、これは本書が課題としているPPPの「限界」をふまえた研究ではない。

定において何ら考慮されることもなく、責任も明確にされていない、という従来からの制度的枠組み (institutional framework) に起因していることを問題とした。そのためカップは、「計算されざる費用（考慮されざる費用, unaccounted costs）」や「支払われざる費用（unpaid costs）」という概念を意識的に用いた（寺西, 1978, 1981, 2002a, 2006）。このカップの問題意識を継承した、環境問題に対する社会的費用論アプローチの現代的課題は、第1に、環境被害の実態把握を進めることであり、第2に、各種の環境コストについて、社会的に公正な「責任」の配分原理と「費用負担」のルールやシステムを検討すること、とされる（寺西, 2002a, pp. 87-92）。

以上から、経済学の立場から環境被害の事後の対策を研究するうえで、社会的費用論がきわめて適合的な視角であることが了解されるだろう。

4.2 環境コストの定義と分類

カップの議論は、「社会的費用」の概念をめぐる論争を引き起こしたが、その論争の成果にもとづき、また環境問題の現代的特徴をふまえつつ、近年、環境コスト負担をめぐる研究が開始されている。これまで、環境コストという本書のキーワードについて、さしあたり簡単に定義するにとどめてきた。以下では、環境コストの概念をより詳細に説明し、また社会的費用論の枠組みの中に位置づける。

環境コストは、環境問題に関連して発生する各種の費用支出であり、①環境保全に関連する「ポジティブな意味合いでの」諸費用と、②環境破壊に関連する「ネガティブな意味合いでの」諸費用とに分かれる（表序-1）。このうち①には、(a) 環境被害を予防あるいは回避するための被害予防費用や被害回避費用、(b) 自然保全費用、(c) 投資費用、およびそれらに付随する、(d) 取引費用（関係当事者間での交渉、調停、裁判等に要する費用）、(e) 行政費用、が含まれる。また②は、何らかの環境破壊によってもたらされる、様々な環境被害から生じる後始末的な諸費用である。これには、(f) 被害補償費用（生命被害など事後的に補償不可能な場合は、被害代償費用と呼んだ方が適切）、(g) 被害修復費用（「原状回復」に相当する完全修復、あるいは部分修復、

表序-1 環境コストの分類

- ① 事前的な(「ポジティブな意味合いで」)環境コスト
 - (a) 被害予防費用、被害回避費用
 - (b) 自然保全費用
 - (c) 投資費用(環境インフラの整備など)
 - (d) 取引費用
 - (e) 行政費用

- ② 事後的な(「ネガティブな意味合いで」)環境コスト
 - (f) 被害補償費用(広義)
 - (f-1) 財産被害など事後的に補償可能な場合 …被害補償費用(狭義)
 - (f-2) 生命被害など事後的に補償不可能な場合…被害代償費用
 - (g) 被害修復費用(完全修復、部分修復、代替修復)
 - (h) 被害緩和費用
 - (i) 取引費用
 - (j) 行政費用

(出所) 寺西俊一(1997b, 2007), および第3回「環境費用研究会」(1999年7月17日)で配布された寺西レジュメにもとづき筆者作成。

代替修復といつたいくつかのケースが考えられる), (h)被害緩和費用(環境被害への当面の応急的な対策を中心としたもの), およびそれらに付随する, (i)取引費用, (j)行政費用, が含まれる。

表序-1における「ポジティブ」か「ネガティブ」かという区分は、環境被害の発生以前に費用支出がなされる事前の支出か, あるいは被害発生後に必要となる事後的支出か²⁷, という区分に対応している。いいかえれば、環境被害の事後的対策に要する費用が、事後的な環境コストであり、事前の対策に要する費用が、事前的な環境コストである。

4.3 ミクロレベルでの環境コスト

環境コストはまず、個別の主体による費用支出として捉えることができる。ミクロレベルでの環境コストを主に企業の場合について見ると、どのようなものが挙げられるであろうか。ここでは、環境省の『環境会計ガイドライン2005年版』に記載されているものを見てみよう(表序-2)。

²⁷ 「事前の支出」「事後の支出」については、都留重人(1973)にもとづいて、諸富徹(2002)が整理している。

これらのコストは、環境保全コストと呼ばれ、「環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額とし、貨幣単位で測定」することとされる（環境省, 2005, p. 11）。これは、「企業等が環境保全のために負担したコスト（私的コスト）」であり、「企業等の事業活動の結果、第三者や社会全体が被っている健康被害や環境汚染等の負担（社会的コスト）は対象としない（同上, p.8）」。したがって、社会的費用論に即していえば、環境コストのうち、「考慮されざる費用」ではなく、社会的損失を引き起こす主体の費用計算において考慮されている部分に相当する（後述）。

4.4 マクロレベルでの環境コスト

これに対し、環境コストをマクロレベルで定義することもできるだろう。都留重人は、「国民経済的次元」での「公害関係費用」あるいは「公害費用」について述べている。その内容は必ずしも明瞭に定義されていないが、ある期間における財・サービスの総供給のうち、「公害関係」に費やされた部分を指すようである。ここで「公害関係」とは、公害の防除、防除技術の開発、および被害の救済を指す（都留, 1968）。

これを上記のミクロレベルの環境コストと比較すると、次の点で異なっていると考えられる。すなわち、「国民経済的次元で費用の計算をおこなうべきなので、国民相互間の移転支払は計上しない。たとえば私法上の賠償負担は公害費用とはしない。その賠償金を使って、たとえば公害病の治療にあてたとすれば、その治療の段階で国民経済的次元での出費があったというふうに計算される」（都留, 1968, p. 161）という点である。これに対してミクロレベルでは、表序-2に示したとおり、「環境損傷対応コスト」の中に「環境保全に関する損害賠償等のコスト」が位置づけられている。

したがって、各主体が支払ったミクロレベルの環境コストを、二重計算を避けて集計しても、マクロレベルでの環境コストとは必ずしも一致しないことになる。公害賠償を例にとると、医療費などの実費の補填については両者は一致するが、精神的被害に対する慰謝料の部分などについては乖離するで

表序-2 企業の環境コスト

主たる事業活動

事業エリア内コスト

公害防止コスト

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、
その他の公害防止のためのコスト

地球環境保全コスト

地球温暖化防止および省エネルギー、オゾン層破壊防止、その他
の地球環境保全のためのコスト

資源循環コスト

資源の効率的利用、廃棄物リサイクルおよび処理・処分、その他
資源循環に資するコスト

上・下流コスト

グリーン購入による通常の購入との差額コスト、環境物品等の提供、あ
るいは容器包装等の低環境負荷化のための追加的コスト、製品・商品等
の回収・リサイクル・再商品化・適正処理のためのコスト他

管理活動

管理活動コスト

環境マネジメントシステムの整備・運用、環境情報の開示および環境広
告、環境負荷監視、従業員への環境教育等、ならびに事業および周辺の
自然保護・緑化・美化・景観保持等の環境改善対策のためのコスト

研究開発活動

研究開発コスト

環境保全に資する製品等、および製造・物流・販売段階等の環境負荷抑
制に関する研究開発コスト

社会活動

社会活動コスト

事業所を除く自然保護・緑化・美化・景観保持等の環境改善対策、環境
保全を行う団体への寄付・支援、ならびに地域住民の環境活動支援およ
び情報提供等、各種の社会的取り組みのためのコスト

その他の領域

環境損傷対応コスト

自然修復コスト、環境保全に関する損害賠償等のコスト、環境損傷に対
応する引当金繰入額および保険料

その他コスト

(出所) 環境省(2005)にもとづき筆者作成。

あろう。環境コストの負担と企業等の諸主体の意思決定との関係を考察するためには、ミクロレベルでの環境コストについて検討する方が望ましいと考えられる。

4.5 「社会的費用」をめぐる諸概念と環境コスト

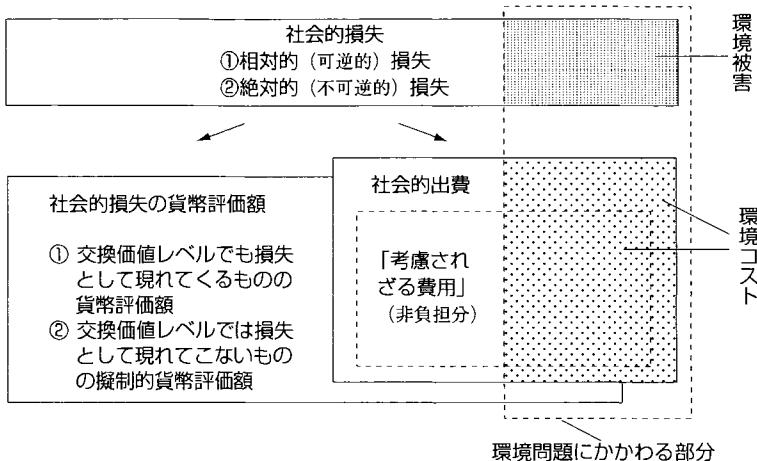
社会的費用の概念は、とくに公害・環境問題の経済学的把握とかかわって、カッブ、ミハルスキ（W. Michalski）、宮本憲一、寺西俊一、吉田文和など、多くの論者によって論争の対象となってきた。²⁸すでにミハルスキが整理したように、「社会的費用 (social cost)」という用語は、①生産の国民経済的総費用、②社会経済的最適からの乖離による国民経済的損失、③第三者による非市場的負担として現れ、それを引き起こす主体の費用計算においては考慮されていない費用、④何らかの公共政策的措置の実施費用、という異なった意味合いで用いられてきており (Michalski, 1965)，その概念規定をめぐる論争がなされてきたのである。

ここでは論争史の詳細には立ち入らず、カッブや宮本の社会的費用論の検討を通じて、使用価値と交換価値のレベルを区別し「社会的出費 (social expense)」の概念を提起した寺西（1984, 2002a）の整理にしたがって、図序-4 のように理解しておきたい。

²⁸ 社会的費用の概念をめぐる文献として、すでに言及・引用した文献を含め、以下のものがある。Kapp (1950, 1963, 1970), Michalski (1965), Swaney and Evers (1989), 宮本憲一 (1967, 1989), 永井進 (1975), 寺西俊一 (1978, 1981, 1983, 1984, 2002a, 2006), 吉田文和 (1979, 1980), 大森正之 (1986), 市原あかね (1991), 植田和弘 (1991), 外川健一 (1993), 丸山真人 (1996), 水谷洋一 (1997, 2003), 上村雄彦 (2000), 山根卓二 (2000), 八木信一 (2004) など。

なお、このうち上村（2000）は、環境問題における加害 - 被害関係の構造化・複雑化を背景に、社会的費用論を拡張・展開しようとした研究として位置づけられる。筆者は上村の研究から多くの示唆を得ているが、他方で、転嫁を通じた負担の波及（次章参照）と、責任にもとづく負担とが明確が区別されていない、という問題点も指摘される（例えば、上村, 2000, pp.173-174 参照）。これに対して、本書では、実態としての費用負担が、必ずしも責任論を基礎にした負担となっていないことに着目する。価格システムによる転嫁を通じた、負担の波及の事例ではないが、熊本水俣病をめぐる行政の費用負担はその一例である（第2章参照）。

図序-4 社会的出費と環境コスト



(出所) 寺西俊一 (1984, 1997b), 水谷洋一 (1997, 2003) にもとづき筆者作成。

まず使用価値レベルでは、「人間社会（将来世代の人間社会を含む）にとって何らかの意味で有害性をもつ（あるいはその危険性をもつと考えられる）マイナスの諸影響」として「社会的損失（social loss）」が定義される。社会的損失はきわめて広い概念であり、このうち環境にかかる部分を環境被害と呼ぶことができる。²⁹ 環境被害も、社会的損失における絶対的損失および相対的損失と同様に、貨幣により事後的に補償不可能な環境被害と、事後的に補償可能な環境被害とに区分することができる。カッブは当初、社会的損失の発生原因を「私的経済活動」としていたが（Kapp, 1950），後に、四日市公害など、政府の地域開発による環境破壊のように、公共部門によっても社会的損失が生じることを明確にした（Kapp, 1963, 1970；宮本, 1989, pp.136-139）。

次に、交換価値レベルでは、「社会的損失の貨幣評価額」および「社会的出費」という二つの概念が区別される。例えば、公害によって健康被害を受けた者が賃金労働者であった場合、健康被害は労働能力の破壊でもあるから、

29 絶対的損失、相対的損失については、宮本憲一（1989, pp.110-113）を参照。

価値形成力の減殺という意味で、交換価値レベルでの価値喪失としても現象しうる。他方、社会的損失が商品経済関係に包摂されていない場合は、直ちに交換価値レベルでの価値喪失としては現れないが、何らかの方法により擬制的に貨幣タームの評価額を算出することは理論的には可能であろう。以上のように、交換価値レベルでの価値喪失として、あるいは擬制的貨幣評価額として、「社会的損失の貨幣評価額」を求めることができる。

また、上記の例で、公害被害者が医療サービスを受けた場合には、貨幣支出が発生する。このように社会的損失から実際に発生した貨幣支出が「社会的出費」と定義される。³⁰社会的出費は、「損失予防対策費」「損失緩和対策費」「損失復元対策費」「損失代償対策費」「損失対策行政費」などに分類することができる。これらの社会的出費は、社会的損失を引き起こす主体の費用計算において考慮されている費用と、「考慮されざる費用」(非負担分)と³¹に分かれる(水谷, 1997, 2003)。交換価値レベルでの価値喪失の一部として、社会的出費の額を用いて社会的損失の貨幣評価を行う場合もあるため、ここでは「社会的出費」と「社会的損失の貨幣評価額」の概念的次元を区別しな

³⁰ 諸富徹は、「環境保全費用」という概念が新たに必要だとして、次のように述べる。「いかなる方法で計測するかという問題はあるが、これらいずれかの方法〔積み上げ方式や仮想的市場法など〕によって環境悪化がもたらす社会的費用が定量的に評価されたとしよう。環境政策論では、これらの費用は内部化されるべきだと、PPPに従って原因者が負担すべきである、と主張されてきた。しかし、社会的費用は原因者に何らかの費用を負担させる際の理論的根拠にはなるが、それがそのまま原因者に負担させるべき費用と一致するわけではない。原因者に負担させるべき費用は、環境政策の実施と結びついており、それは社会的費用概念とは独立の費用概念として区別されるべきである」(諸富, 2002, p.126)。この「環境保全費用」は、寺西俊一(1984)による「社会的出費」概念の一部を構成するものと考えられ、新たな概念として提出されるべきなのか、疑問の余地なしとしない。「環境保全費用」の独自性として、費用支出における「環境政策の実施」という媒介項が挙げられるとしても、「社会的出費」概念との関係が明確化されるべきであろう。

³¹ 水谷洋一(1997, 2003)では、寺西俊一(1984)がふまえられているものの、「社会的損失の貨幣評価額」についても「非負担分」があるかのように読める箇所がある(図1およびその説明部分)。しかし、寺西が明確に区別しているとおり、貨幣評価額と実際の出費とは、その意味するものが異なっており、実際に支出された費用ではない「社会的損失の貨幣評価額」について「非負担分」を考えることはできない。

がらも、相互に重なり合うものとして作図してある。

図示したように、環境コストは、社会的出費のうち環境問題に関連して発生する部分（いいかえれば、環境被害にかかわって発生する社会的出費）を指していると考えてよい。なおここで、交換価値レベルで環境コストとして現象するのは、使用価値レベルの環境被害の一部にとどまるという点に、繰り返し注意を促しておきたい。また、ある環境被害について、その貨幣評価額と生じた環境コストの額との大小関係は、一意的には定まらない。被害補償費用は環境被害の貨幣評価額より小さくなる場合が多いであろうし、被害修復費用は、原状回復を行うのであれば環境被害の貨幣評価額より大きくなることが十分に考えられる（寺西、1997b, p. 5）。

寺西俊一によれば、カップは、交換価値レベルでの「社会的費用」を「考慮されざる費用」に限定しており、公害被害者らの運動が公害規制等の公的介入を必然化するというような「社会的反作用」について理論化しえなかつた（寺西、1983, pp.562-563）。他方、ここで定義した環境コストは、「考慮されざる費用」だけでなく、環境被害を引き起こす主体の費用計算において考慮されている部分をも含む。今日では、環境政策の進展や企業による「環境経営」の取組みなどを通じて、環境被害を引き起こしてきた主体も、これまで考慮してこなかった環境コストを費用計算に組込み、部分的に負担するようになっている。このような段階では、例えば「考慮された環境コスト」のあり方が適切か否か、という点についても検討することが求められる。この意味では、「考慮されたコスト」を含む環境コストの概念を採用すること

32 外川健一（1993）は、Swaney and Evers（1989）や郡嶋孝（1992）のカップ評価をふまえ、後期のカップは、新制度学派の影響を受けて、「考慮されざる費用」だけでなく、「考慮された環境コスト」をも含みうる概念規定を採用するに至ったのではないか、という見解を述べている。この点をふまえれば、寺西の指摘は主として中期カップに関するものだという注記が必要となろう。

なお、社会的費用を「考慮されざる費用」に限定せず独自に定義した文献として、岡田裕之（1970）が挙げられる。岡田は、カップの概念規定に対する解釈論を離れ、マルクス経済学等をふまえて独自に社会的費用の範疇を規定し、社会資本の維持費用のように、「第三者」だけでなく広く公共的に負担される費用を社会的費用の「第Ⅱ形態」と呼んでいる。

が適切であろう。

5. 本書の構成と対象事例

次章以降の構成は、次のとおりである。

第1章では、環境問題に関する責任論、環境コスト負担をめぐる基本的な考え方としての費用負担原理、それにもとづく費用負担ルール、および制度設計、という理論上の諸次元について説明する。以上は、本書の研究枠組みを構成するものである。

第2章以降では、本章で述べた研究視角から、上記の諸次元に留意しつつ、環境被害の事後的対策に関する事例研究を行う。このうち、第2章と第3章で取り上げる事例は、前述の「環境被害のピラミッド構造」で上部に位置する公害被害をめぐる費用負担である。これに対し、第4章の事例は、必ずしも人間の健康被害には至らないような、主として「生活環境の侵害」あるいは「アメニティ・環境の質の悪化」に含まれる環境被害に関するものである。この意味で、本書の事例は、限られたものではあるが、「環境被害のピラミッド構造」における基底から頂点までの全体に対応しているということができる。

第2章では、産業公害の典型的事例として、熊本水俣病を取り上げる。³³ 熊本水俣病が発生した直接の原因は、チッソが、メチル水銀を含む排水を海に流したことである。しかし、この加害過程においては、行政（国・熊本県）や、チッソに融資してきた関係金融機関も構造的に関与してきたことが指摘される。健康被害に対する補償・救済の費用など、同事件によって発生した環境コストの規模はきわめて大きく、チッソの資力だけでは担いきれなくな

³³ 以下では、熊本水俣病の原因企業をチッソと呼ぶ。その前身は、1906年設立の曾木電気株式会社と1907年設立の日本カーバイド商会で、両者は1908年に合併し、日本窒素肥料株式会社となった。第2次大戦後の財閥解体により、1946年に旭化成工業が分離され、1950年、新日本窒素肥料株式会社としてスタートし、1965年にチッソ株式会社と改称された。その間、チッソ石油化学株式会社（1962年設立）など、子会社の設立が進んだ。

34
っている。

第3章では、大気汚染公害による健康被害の補償・救済を事例として取り上げる。第2次大戦後の日本では、大気汚染公害の主な発生源が、工場・事業場（固定発生源）から自動車（移動発生源）へと移行してきた。工場・事業場からの排出量の比率はいまだに小さくなく、また、自動車輸送も事業活動と密接に関連している場合が多いが、産業公害から都市・生活型公害へと、重なり合いながらも問題の性質が移行してきているといってよい。そのため、大気汚染公害の加害 - 被害関係は、構造化・複雑化している。工場・事業場からの排出と自動車排ガスの双方の影響があり、また後者について見ると、自動車ユーザー、道路管理者、自動車メーカーなどが被害発生に構造的に関与しているのである。

第4章では、広域的な環境汚染を引き起こしうるタンカー事故を中心に、油濁被害の補償・救済を事例として取り上げる。これには、油の排出源が判明している場合と、不明の場合とがあり、タンカー事故は前者の例である。タンカー事故の場合、油を排出したのは、当該タンカーの運航にかかわる海運業者だと考えられる。しかし、積荷である石油を受け取る荷主も、汚染物質となりうる財（石油）に利害関係を有しており、その意味で、被害発生に構造的に関与しているといってよい。また、排出源不明の場合は、排出源に対してPPPを適用できないという意味で、前述の「ストック公害」をめぐる問題に類似している。そのため、スーパーファンド法と同様に日本でも、国内的な制度にもとづいて、石油の使用により排出源となる可能性のある産業等（業界団体等）に費用負担を求めている。

最後に、以上の事例研究をふまえて、終章では、第1章の研究枠組みに

³⁴ ただし、チッソは、法律上は別人格となる子会社に石油化学部門を担わせるなど、主要な製品の製造を子会社に移行することにより、「子会社による責任逃れ」をしていると指摘されている（山口孝、1985；小栗、1995；水俣病被害者・弁護団全国連絡会議編、1997、pp. 162-163）。この点が訴訟で問われたため、1980年代半ば以降、チッソの子会社政策には若干の変化があったが、基本的な構造は変わらなかったとされる。とはいって、「巨額の水俣病補償をチッソ企業集団だけでささえきれる状況でないことは、連結財務諸表分析からも明らかである」と指摘されている（小栗、1995）。

もとづき総括的考察を行うことにしたい。

あとがき

本書は、筆者が1997年以来行ってきた環境コスト負担問題に関する研究の一応の総括であり、2005年2月に一橋大学に提出した博士論文（『環境被害ストック』に関する責任と費用負担——環境再生のための政治経済学的一考察）が原型となっている。博士論文に加筆し、勤務先の東京経済大学に学術図書刊行助成を申請したところ、幸い認められたが、その際、審査委員会から有益なコメントをいただいたので、それを反映するため、さらに筆を加えた。またその間、拙稿を先行研究と位置づけ、批判対象とした研究が公表されたこともあり、最近の関連文献をふまえた再検討を行った。

以上の経緯から、問題意識は一貫しているが、博士論文と比べて、内容上も大きく変化した部分がある。時間の経過に即した補筆や、数値の誤りの訂正（論旨にはかかわらない）などを除けば、それは次の2点である。

第1は、博士論文と異なり、「環境被害ストック」あるいは環境再生というテーマを表題に掲げなかったことである。これは、事前の対策の考察を補論にとどめると同時に、検討の対象を環境被害の事後の対策へと広げたためである。例えば、第4章で見た海洋油濁汚染における防除措置は、環境被害をストックとして累積させないための事後の対策と位置づけられるが、これは環境再生政策の範囲を超えている。他方、消極的理由としては、本書では、土壤浄化や地域再生など、環境再生政策の研究において不可欠な課題が、主要な考察対象とされていないことも挙げられる（環境再生政策については、磯野弥生・除本理史編著『地域と環境政策——環境再生と「持続可能な社会」をめざして』勁草書房、2006年、をご参照いただきたい）。

第2は、費用負担原理の考察において、「拡大原因者負担原則」あるいは「拡大応因原理」ではなく、「応責原理」を前面に打ち出したことである。その理由は、終章で述べたとおりであるから、ここでは繰り返さない。

本書のもとになった既発表論文は、以下のとおりである（ただし、以上ののような事情から、原形をとどめていないものもある）。

第2章

「熊本水俣病事件における環境費用とその負担」『東京経大学会誌』237号,
pp. 79-104 (2004年)。

「日本における拡大原因者負担原則——熊本水俣病事件を事例として」『人間と環境』30巻1号, pp. 19-29 (2004年)。

第3章

「大気汚染と環境費用負担問題」(上・下)『東京経大学会誌』221号,
pp. 157-183, 223号, pp. 219-239 (2001年)。

「大気汚染被害者救済の課題と都政の役割」『東京』228号, pp. 7-11 (2002年)。

「公害被害者の救済と地域再生」永井進・寺西俊一・除本理史編著『環境再生——川崎から公害地域の再生を考える』有斐閣, pp. 269-287 (2002年)。

補論1

「大気汚染公害における『未認定』問題」『東京経大学会誌』241号,
pp. 117-133 (2005年)。

「大気汚染による公害被害——東京の『未認定』患者に関する被害実態調査から」『技術と人間』34巻4号, pp. 62-67 (2005年)。

「大気汚染公害による『未認定』患者の被害実態と救済制度——東京における調査から」『病体生理』39巻2号, pp. 48-54 (2005年)。

補論2

「首都圏のディーゼル車走行規制と費用負担」『東京経大学会誌』239号,
pp. 51-76 (2004年。蛭田和也と共に著)。

「自動車公害対策と費用負担——自動車 NO_x・PM 法と首都圏のディーゼル車走行規制を中心」『環境と公害』33巻4号, pp. 25-32 (2004年。蛭田和也と共に著)。

第4章

- 「ナホトカ号事故による沿岸被害と流出油防除体制の問題点」『環境と公害』28巻1号, pp.55-61 (1998年。大島堅一と共に著)
- 「海洋環境の破壊と保全」日本環境会議／「アジア環境白書」編集委員会編『アジア環境白書 2000/01』東洋経済新報社, pp. 91-113 (2000年。L. M. Chouと共に著)。
- 「海の油汚染と環境費用負担問題」『環境と公害』30巻4号, pp.60-63 (2001年)。
- 「漁場油濁被害の救済と費用負担」『地域漁業研究』45巻2号, pp.19-34 (2005年)。

筆者はこれまで多くの方々から学恩を受けてきた。寺西俊一・一橋大学大学院経済学研究科教授、および久保庭真彰・一橋大学経済研究所教授には、大学院時代から懇切丁寧なご指導をいただいている。とくに寺西教授には、本書のテーマである環境コスト負担問題の重要性をご教示いただけでなく、さまざまな研究プロジェクト等を通じて、多くのことを学ばせていただいた。また、筆者は、寺西教授のご紹介により、日本の公害・環境問題研究を切り拓いてきた研究者グループである公害研究委員会（委員長：柴田徳衛）に参加を許されたが、ここで学んだことが本書の基礎をなしているといってよい。委員会メンバーの諸先生は、各自の専門領域で中心的研究者として活躍されている方ばかりであり、日頃から啓発を受けているが、本書のテーマに関して、とくに宮本憲一・大阪市立大学・滋賀大学名誉教授、原田正純・熊本学園大学社会福祉学部教授、淡路剛久・早稲田大学大学院法務研究科教授のお名前を挙げることをお許しいただきたい。この3名の先生方は、同委員会の編集する季刊誌『環境と公害』(岩波書店)の編集代表でもある。同じく委員会メンバーの永井進・法政大学経済学部教授、中村剛治郎・横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授、山下英俊・一橋大学大学院経済学研究科講師には、寺西・久保庭両教授とともに、博士論文の審査員としてもご指導いただいた。以上の諸先生に、厚く御礼を申し上げたい。

次に、共同研究で得られた知見について、本書での利用を許可して下さった以下の方々に御礼を申し上げたい。堀畠まなみ・桜美林大学社会科学系准教授、尾崎寛直・東京経済大学経済学部専任講師、神長唯・文教大学国際学部非常勤講師、関耕平・島根大学法文学部講師（以上、第3章補論1）、蛭田和也・一橋大学大学院博士前期課程院生（当時。現在、日本経済新聞社。第3章補論2）、大島堅一・立命館大学国際関係学部准教授（第4章）。

さらに、お名前を挙げることができないが、聞き取り調査・現地調査にご協力いただいた多くの方々、また、研究上のさまざまな支援をして下さった東京経済大学のスタッフに感謝の意を表したい。本書は、東京経済大学から、前述のとおり2007年度学術図書刊行助成を受けている。

最後に、有斐閣アカデミアの伊東晋社長（元有斐閣常務取締役）と、有斐閣書籍編集第2部の柴田守氏からも、本書の草稿に対し、きわめて有益なコメントをいただいた。とりわけ伊東社長には、筆者の初めての共編著である『環境再生』（前掲）の出版に際し大変お世話になり、また昨年、寺西教授のご紹介で本書の出版についてご相談を差し上げたときも、さまざまご助言をいただいた。衷心より感謝申し上げたい。

2007年11月

除本理史